

環境にやさしい農業の取組を支援します

～令和8年度 環境保全型農業直接支払交付金 のご紹介～



支援の対象者

- **本交付金に取り組む複数戸の農業者**を含む農業者グループが支援対象です。
- ただし、一定の条件を満たす個人の農業者（農業法人を含む）も、市町村が特に認める場合は支援対象になります。（対象者の詳細については、6ページをご覧ください。）

対象者及び事業の要件

- **取組者は全員、『みどりチェック』チェックシートに記載された各取組についてチェックしてください。**
 - * GAP認証等を取得している場合は、その取組の確認によって『みどりチェック』チェックシートの提出を省略できます。
- 取組を行う作物（主作物）は、販売を目的に生産してください。
- 取組者全員が自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（推進活動）*を1つ以上実施してください。
 - * 原則、農業者団体として共通の推進活動に取り組んでください。（推進活動の詳細は6ページをご覧ください）

【『みどりチェック』チェックシートについて】

- 『みどりチェック』チェックシートに記載された取組を実施したうえで、『みどりチェック』チェックシートにチェックし、実施状況報告書等と一緒に提出します。
取組項目：(1)適正な施肥、(2)適正な防除、(3)エネルギーの節減、
(4)悪臭及び害虫の発生防止、
(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
(6)生物多様性への悪影響の防止、(7)環境関係法令の遵守等
- チェックシートに記載された**全項目にチェックが必要**です。（ただし、該当しない場合は除きます）

支援対象となる取組

・ 有機農業 ・ 堆肥の施用 ・ 緑肥の施用 ・ 総合防除 ・ 炭の投入

・ 有機農業の取組拡大に向けた支援

【支援対象となる主作物について】

○「主作物」とは、有機農業の取組又は化学肥料・化学合成農薬の使用を新潟県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組の対象作物のことです。

*慣行レベルとは、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき地域別・品目別に定めた「新潟県が定める地域慣行栽培基準及び特別栽培農産物使用基準」のことです。

○有機農業の支援対象となる作物は、次のいずれかに該当する必要があります。

① 新潟県が慣行レベルを設定している作物

② 有機農業の取組の支援対象として新潟県が判定し、判定結果を公表した作物

*有機JAS認証を取得していた場合であっても支援対象とならない場合があります。

*通常の営農管理において化学肥料及び化学農薬いずれも使用していない作物については支援の対象となりません。

全国共通取組

有機農業

◆国際水準(有機 JAS の水準)に基づく有機農業の取組

【効果】

- 農薬を使用しないことで、生物多様性の保全に貢献
- 自然循環機能の増進や環境負荷の軽減に貢献 等

【支援単価】

《通常単価》14,000円/10a (※そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a)
《加算措置適用》16,000円/10a (※そば等雑穀・飼料作物は加算対象外)

*加算措置の対象となるのは、土壌診断を実施し、併せて堆肥の施用、緑肥の施用、又は炭の投入のいずれかを実施した場合です。

【国際水準の有機農業】

- ① 主作物の生産過程等において、化学肥料・化学合成農薬を使用していない*こと
*「有機農産物の日本農林規格」表A.1の肥料及び土壌改良資材、表B.1の農薬は使用できます。
- ② 周辺から使用禁止資材が飛来または流入しないように必要な措置を講じていること
- ③ 播種又は植付け前2年以上*使用禁止資材を使用しないこと
*ただし、転換期間中は1回に限り2年間(多年生植物の場合は3年間)支援対象とする。
- ④ 有害動植物の防除を適切に実施していること
- ⑤ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

取組拡大加算

- ◆本交付金を受給している農業者団体が、令和8年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動を支援します。

【効果】

有機農業の定着、拡大

【支援単価】

4,000円/10a(新規取組面積あたり)

【留意点】

- 指導等を行う農業者と指導等を受ける農業者の双方が、令和8年度に有機農業の取組(そば等雑穀、飼料作物を除く)を実施する必要があります。

堆肥の施用 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

～ 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 ～

- ◆土壌診断を実施した上で、主作物の栽培期間の前後いずれかに堆肥*を施用する取組

*C/N比(堆肥に含まれる炭素量と窒素量の比率)が10以上の堆肥

【効果】

- 土壌への炭素貯留(CO₂削減)が図られ、地球温暖化防止に貢献
- 堆肥施用に併せて化学肥料を低減し、水質等環境への負荷軽減



【施肥量・支援単価】

施用対象作物	堆肥の種類	施用量(10a当たり)	支援単価(10a当たり)
水 稲	もみがら、樹皮、動物の排せつ物等を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの<注>	0.25t以上～概ね0.5t未満	1,800円
		概ね0.5t以上	3,600円
水稻以外	もみがら、樹皮、動物の排せつ物等を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの<注>	0.5t以上～概ね1.0t未満	1,800円
		概ね1.0t以上	3,600円

<注> 特殊肥料等を指定する件(昭和25年6月20日農林省告示第177号)の1の(ロ)で定められている堆肥で「稲わら」を除くもの

【留意点】

- ペレット堆肥等の製造工程での乾燥処理で重量が軽くなる堆肥については、堆肥製造者から「原料堆肥から重量の減少度合を証明する書類」の発行を受け、減少度合に応じた施用により支援対象となります。市町村と県は堆肥製造者が発行した書類により施用量が適正であるかを確認します。
- 主作物が水稻の場合は、以下①～③の1つ以上のメタン排出削減対策の実施が必要です。
 - ① 水稻を栽培する年度の長期中干し
 - ② 水稻を栽培する前年度の秋耕
 - ③ 水稻を栽培する前年度の湛水不実施

緑肥の施用 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

【令和7年度から「カバークロープ」、「リビングマルチ」及び「草生栽培」については、「緑肥の施用」に統合】

- ◆カバークロープ：主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組
- ◆リビングマルチ：主作物の畝間に緑肥を作付けする取組
- ◆草生栽培：果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組

【効果】

- 土壌への炭素貯留(CO₂削減)が図られることにより、地球温暖化防止に貢献

【支援単価】 5,000円/10a



基本、種子カタログ等の標準播種量の播種が必要

【留意点】

- 主作物が水稻の場合は、以下①～③の1つ以上のメタン排出削減対策の実施が必要です。
 - ① 水稻を栽培する年度の長期中干し
 - ② 水稻を栽培する前年度の秋耕
 - ③ 水稻を栽培する前年度の湛水不実施
- 自家採種した種子や譲渡された種子などは品質管理の証明が困難なため、支援対象となりません。

総合防除 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

【令和7年度から地域特認取組から全国取組へ】

- ◆水稻・大豆・いちご・なしのIPM実践指標について、管理ポイントの6割以上を実施する取組

【効果】

- IPM実践指標に基づく管理を行うことで、生物多様性の保全に貢献

【支援単価】 4,000円/10a

【留意点】

- 主作物が水稻の場合は、「除草剤を使用しない畦畔の雑草管理」と「メタン排出削減対策」の実施が必要です。
 - メタン排出削減対策（以下①～③の1つ以上を実施）
 - ① 水稻を栽培する年度の長期中干し
 - ② 水稻を栽培する前年度の秋耕
 - ③ 水稻を栽培する前年度の湛水不実施
 - 主作物が水稻以外の場合は、以下①～③の1つ以上の実施が必要です。
 - ① 交信かく乱剤の利用
 - ② 天敵温存植物の利用
 - ③ 天敵等生物 <注> の利用
- <注> ・有機農産物の日本農林規格の表B.1の農薬に掲げられた農薬に限る
・種子、種苗のみでの利用など、ほ場買いでの利用の場合を除く

炭の投入 + 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減

【令和7年度から地域特認取組から全国取組へ】

◆主作物の栽培期間の前後いずれかに、購入した炭又は自ら製造した炭を施用する取組

【効果】

○土壌への炭素貯留(CO₂削減)が図られることにより、地球温暖化防止に貢献

【支援単価】 5,000円/10a

【施用量】

○10a当たり50kg以上（又は500リットル以上（もみ殻くん炭に限る））

【留意点】

○自ら製造した炭を施用する場合は、製造した炭の原料が農業又は林業を営む上で排出されたもの、かつ、木竹由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来又は木の実由来であり、また、市販の炭化装置を用いて販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化した炭を使用が必要

*なお、炭を自ら製造する場合には、廃棄物処理法の規定を受けなければならないため、事前に市町村に確認を行ってください。

メタン排出削減対策に資する取組の注意点

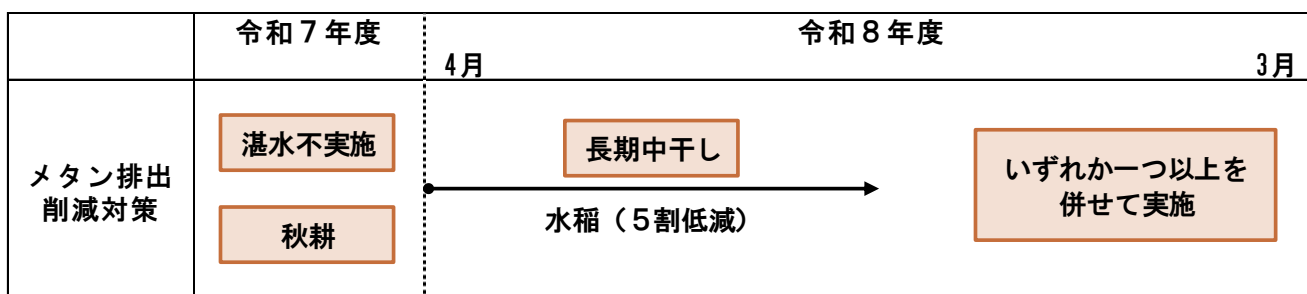
●主作物が水稻であり、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、堆肥又は緑肥の施用による炭素貯留効果の高い有機農業(有機農業の加算措置)に取り組む場合は、水田からのメタン排出削減対策として、次のいずれか1つ以上の取組を併せて実施することとしています。

・水稻を栽培する年度の長期中干し：生育中期に14日以上の中干しを実施*

*溝切りの実施は任意

・水稻を栽培する前年度の湛水不実施：前年度水張りをしていない

・水稻を栽培する前年度の秋耕：湛水4ヵ月以上前に耕うんを実施



多面的機能支払交付金による支援となる取組

【令和7年度から多面的機能支払交付金へ移管】

「長期中干し」、「冬期湛水」、「江の設置」

交付額について

- 支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ面積ではなく、1つのほ場において、1取組分の面積となります。2つの取組を組み合わせて行った場合も支援対象は1つの取組分となります。
※有機農業の加算措置、取組拡大加算は除く
- 申請額の全国合計が予算額を上回った場合は、交付額が減額されることがあります。

支援対象農業者の要件について

- 支援対象活動に取り組む農業者2戸以上からなる農業者グループが基本です。
例) 多面的機能支払の活動組織、中山間地域等直接支払の集落、JA等の生産者部会、任意のグループ等
- ただし、一定の条件(次の①～②のいずれか)を満たす個人の農業者(農業法人を含む)についても、市町村が特に認める場合は支援対象になります。
 - ① 自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上又は同一市町村内における取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上で支援対象取組を行う農業者
 - ② 複数の農業者で構成する農業法人
- 次に示す推進活動のうち、1つ以上に取り組む必要があります。
 - ① 技術向上に関する活動(技術マニュアル等の作成・配付、実証ほの設置、ICTやロボット技術を活用した環境負荷低減の取組など)
 - ② 理解増進や普及に関する活動(土壌診断*や生きもの調査の実施、地域住民との農作業体験交流会の開催など)
※堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む場合、土壌診断の選択は不可
 - ③ その他
 - ・ 取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合の農業生産活動
 - ・ 耕作放棄地の復旧及び復旧した農地における農業生産活動等

申請手続き・取組の流れ

- ① 「事業計画」と「営農活動計画書」の提出 **(原則として取組開始前、遅くとも6月末まで)**
※有機農業に取り組む農業者は、「農場管理シート・現地確認チェックシート」も併せて提出してください。
※事業計画を計画期間中に変更する場合は、変更後の計画の提出が必要です。
- ② 「交付申請書」の提出 **(市町村が定める期日まで)**
- ③ 対象活動及び推進活動、『みどりチェック』チェックシートに記載された取組の実施
- ④ 「実施状況報告書」の提出 **(市町村が定める期日まで・遅くとも1月末まで)**
※『みどりチェック』チェックシートも併せて提出してください。
- ⑤ 「実績報告書」の提出 **(市町村が定める期日まで)**
- ⑥ 交付金の支払 **(3月末までに市町村から農業者団体等への支払が完了)**
- ⑦ 「営農活動実績報告書」の提出 **(翌年度の4月末まで)**
※実施状況報告時に対象活動等を実施済みで、報告内容に変更がない場合は省略が可能。

制度や要件の詳細については、お近くの県地域振興局農林水産(農業)振興部
または市町村へお問い合わせください。

令和8年4月 新潟県農林水産部